

平成 年 月 日

殿

(社) 全国道路標識・標示業協会
会 長 遠 藤 芳 郎

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、この度は当協会への入会をご検討いただいている旨承っておりますので、とりあえずと当協会の定款、関係規則並びに入会申込書、ご負担いただく会費に関する書面の説明資料をお送りいたします。入会の手続きにつきましては、同封の入会申込書に必要書類を添えて貴社所在地の支部長宛ご提出いただくこととなります。

なお、疑義がございましたら、本部事務局（電話03-3262-0836）にお問い合わせ下さい。

貴社のますますのご繁栄を祈り、ご入会を心よりお待ちしております。

敬具

平成 年 月 日

各 位

全国道路標識・標示業協会関東支部
支 部 長 二 木 公 平

時下、貴社におかれましてはますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

この度、当協会に入会のご希望を頂きまして誠に有難う存じます。

つきましては、入会申込書とご準備頂きます必要書類の説明書及び記載例をお送りいたしますのでご査収ください。

ご提出いただきます書類は、下記の通りですので、ご記入いただき必要書類を添えて関係協会長又は、関東支部事務局宛ご送付下さい。

記

1. 入会申込書：紹介書 2通
(全国標協本部提出用1通・関東支部1通)
 2. 建設業許可書の写 1通
 3. 経営事項審査結果通知書（直前2カ年） 別添様式の書類
 4. 経歴書（パンフレットでも可） 2通
(全国標協本部提出用1通・関東支部1通)
- 以上

〒102-0083

東京都千代田区麹町4-2-6 第2泉商事ビル2F

TEL 03-3264-5756

Fax 03-3264-5772

全国道路標識・標示業協会 事務局

誓 約 書

会 社 名

代 表 者 氏 名

⑩

私は、社団法人全国道路標識・標示業協会に入会するにあたり、
全標協（会員）行動規範等に定める諸規程を誠実に遵守することを
誓い、ここに誓約書を提出いたします。

平成 年 月 日

社団法人全国道路標識・標示業協会

会 長 遠 藤 芳 郎 殿

様式 (1) (正会員用)

平成 年 月 日

全国道路標識・標示業協会
会長 藤井稔久殿
(支部長経由)

郵便番号

住所

名称

代表者職名

氏名

㊟

電話番号 ()

入会申込書

このたび貴協会の趣旨に賛同し、正会員として入会したいので、下記書類を添えて申込みます。

記

- | | |
|-----------------------------|-----|
| 1 建設業許可書の写 | 1 通 |
| 2 経営事項審査結果通知書 (直前2ヶ年) | 1 通 |
| 3 経歴書 | 1 通 |
| 4 対象外工事一覧表、対象工事高計算書、官需民需割合表 | 各1通 |
| 5 協会(会員)行動規範等を遵守する旨の誓約書 | 1 通 |

推せん書

上記申込人は、本協会の趣旨に賛同し入会を希望しており、会員たる資格あるものと認めますから推薦いたします。

平成 年 月 日

紹介会員

㊟

紹介会員

㊟

支部意見欄	
-------	--

入会承認日	名簿記入	会費原簿記入	会員カード作成	支部現況表訂正	会費等請求
年 月 日					

説明資料

提出をお願いする書類

1 経営事項審査結果通知書(写し)

経営事項審査結果通知書(以下「経審通知書」という。)の内容については、完成工事高欄の「基準決算以前の決算」、「基準決算」及び「年間平均」の金額を必要とします。

したがって、これらの項目以外の「総合評点P」、完成工事高欄の「評点×1」「経営状況」に関する事項、「技術職員数」その他の評価項目等については、必要ありませんので、経審通知書の写しを作成する段階で省いていただきます。

ただし、記載されている日付、国土交通大臣または都道府県知事名、営業所の所在地・名称・代表者氏名、許可番号を写しの段階で省かれないようにご留意お願いいたします。

2 対象外工事一覧表

会費査定基礎の対象外とする工事(以下「対象外工事」という。)は、次のとおりとします。

(1) 交通安全施設等整備事業に関する緊急措置法第2条第3項第2号イに掲げる道路管理者が行う事業(以下「交安一種事業」という。)

(例) 自転車歩行者道、歩道、立体横断施設、中央帯、視距の改良、路肩改良
交差点改良、登坂車線等の建設工事

(2) 同法同項同号ロに掲げる道路管理者が行う事業(以下「交安二種事業」という。)の中特定のもの

(例) 道路照明、道路情報提供装置及び自動車・自転車駐車場の設置工事

(3) 緊急措置法に基づかない道路管理者が行う事業

(例) 防雪・防砂のための施設工事、遮音壁の設置工事、標識以外の鋼構造物工事、トンネルの覆工工事(ライニング工事)

(4) 道路標示・区画線以外の塗装工事

(例) 鋼構造物塗装工事、建設塗装工事等

以上の工事に該当するものがあれば、「対象外工事一覧表」(様式1)の様式に従って建設工事の種類別に該当する対象外工事の請負総額を計上します。

なお、「対象外工事一覧表」を提出する場合には、後記4の「工事経歴書の写し」を必ず添えてください。

3 対象工事高計算書

別記様式2の「対象工事高計算書」には、工事種別ごとに経審通知書の完成工事高から前記(2)の対象外工事を控除した額を計上します。対象外工事を除外しますと、対象工事の範囲は、次のとおりとなります。

- とび・土木工事としては、公安委員会の道路標識並びに道路管理者の交安二種事業としての道路標識、防護柵、視線誘導標、道路反射鏡及び地点標が対象となります
- 塗装工事としては、公安委員会の道路標示及び道路管理者の交安二種事業としての区画線(道路鎮を含む。)が対象となります。

公安委員会の大型標識又は交安二種事業の工事が「鋼構造物」又は「土木一式」の工事としてなされている場合には、その完成工事高等をそれぞれ「鋼構造物」又は「土木一式」の欄に計上します。

なお、道路の新設又は改良工事に伴う標識、標示、防護柵等の前記対象工事があれば、それらの元請け、下請けに係わる完成工事高は対象となります。

4 工事経歴書の写し

工事経歴書は、前記対象外工事の完成工事高を控除するための疎明資料として、別記様式1の「対象外工事一覧表」に対応する工事種別の請負金額が計上されたものを必要とします。提出いただく書面は、「工事経歴書の写し」です。

なお、対象外の工事が多く、工事経歴書がかなり厚くなります場合には、そのうち代表的な工事を工事種類別に、個別に20件記載し、それ以外の工事については、一括してその総額を記入するよう簡略化した工事経歴書の写しでも差し支えありません。

5 官需・民需割合表

別記様式3の「官需・民需割合表」は、都道府県公安委員会及び道路管理者との直接契約(官需)に係わる工事並びに下請契約(民需)に係わる工事の比率を明らかにし、下請契約については一定の換算をして会費ランク適用の基礎となる修正工事高を計算するために必要となる書類です。「とび土工」、「塗装」、「土木一式」及び「鋼構造物」の各工事について、対象工事の請負総額(別記様式2「対象工事高計算書」の(A-B)欄の金額)をそれぞれ官需、民需に区分して計上します。

経営規模等評価結果通知書

総合評定通知書

〒〇〇〇

住所

会社名

氏名 殿

国土交通大臣(知事)可〇〇一〇〇〇〇〇号

審査基準日 平成〇〇年〇〇月〇〇日

電話番号

市区町村コード

資本金

完成工事高/売上高 (%)

行政庁記入欄

[金額単位:千円]

申請区分	許可区分	建設工事の種類	総合評定値(P)	完成工事高			評点(X1)
				前審査対象事業年度以前	審査対象事業年度	〇年平均	
*	特	010 土木一式		1,566,500	1,874,300	1,720,400	
		011 プラスレストコンクリート					
		020 建設一式					
		030 大工					
		040 左官					
*	特	050 とび・土工・コンクリート		1,185,600	1,221,400	1,203,500	
		051 法面処理					
		060 石					
		070 屋根					
*	般	080 電気		6,300	6,500	6,400	
		090 管					
		100 タイル・れんが・ブロック					
*	特	110 鋼構造物		78,600	82,400	80,500	
		111 鋼橋上部					
		120 鉄筋					
*	特	130 ほ装					
		140 しゅんせつ					
		150 板金					
		160 ガラス					
*	特	170 塗装		96,300	102,500	99,400	
		180 防水					
*	特	190 内装仕上					
		200 機械器具設置					
		210 熱絶縁					
		220 電気通信					
		230 造園		35,600	46,200	40,900	
		240 さく井					
		250 建具					
		260 水道施設					
		270 消防施設					
		280 清掃施設					
		その他		0	0	0	
完成工事高合計				2,968,900	3,333,300	3,151,100	

経審通知書（写し）に添付する書類の書き方

別記様式 1

対象外工事一覧表

建設工事の種別	工事名	控除すべき請負代金の額(千円)
土木一式	標識・標示・防護柵以外の工事	1,640,500千円
	計	1,640,500千円
とび・土工	交通安全二種工事以外の工事	32,800千円
	道路照明工事	500千円
	道路情報提供装置工事	18,400千円
	自動車・自転車駐車場工事	1,800千円
	防雪・防砂施設工事	21,300千円
	遮音壁	7,800千円
	その他	800千円
計	83,400千円	
鋼構造物	標識以外の工事	60,500千円
	計	60,500千円
塗装	鋼構造物塗装工事	12,500千円
	建築塗装工事	2,500千円
	ライニング工事	1,100千円
	その他	600千円
	計	16,400千円
計	1,800,800千円	

工事経歴書の土木一式工事に交安一種事業（横断歩道橋、歩道、自転車道、中央帯の設置、路肩の改良等）、橋梁工事等の対象外工事がある場合には、それらの工事の基準決算以前と基準決算年度の請負金額の2か年度平均金額を合算して記入します。

道路管理者が行う交安一種事業が、とび・土工工事として請負契約がなされている場合には、それらの工事の前記2か年度の平均請負金額を合算して記入します

道路管理者が行う交安二種事業のうち道路照明、道路情報提供装置、駐車場等の工事は対象外としますのでそれぞれの欄に前記2ヶ年度の平均請負金額を合算して記入します

工事経歴書のとび・土工工事に防雪、砂防又は遮音施設などの工事で交安一種事業又は交安二種事業のいずれにも該当しない工事が含まれている場合には、これらは対象外となりますので、前記同様それぞれの欄に請負額を合算して記入します。

公安委員会の大型標識等が「鋼構造物」の工事として請負契約されている場合は対象工事となります。そのような標識工事以外の鋼構造物工事は全て対象外となります。

トンネルにおいて掘削後の地山を被覆して断面の確保をはかる覆工工事は、対象外となります。

別記様式2

対象工事高計算書

建設工事の種類別	完成工事高 (年間平均)		
	完成工事高 (A)	控除額 (B)	会費対象工事高 (A-B) (千円)
土木一式	1,720,400	1,640,500	79,900
とび・土工	1,203,500	3,400	1,120,100
鋼構造物	80,500	60,500	20,000
塗装	99,400	16,400	83,000
計	3,103,800	1,800,800	1,303,000

経審通知書(写し)の土木一式、とび・土工、鋼構造物及び塗装の年間平均工事高をそれぞれ記入します。

別記様式1「対象外工事一覧表」の各建設工事ごとの計の欄の金額を控除額としてそれぞれ記入します。

別紙様式3

官需・民需割合表

建設工事の種類別		完成工事高 (年間平均)		
		官需	民需	計
土木一式	金額	28,000	51,900	79,900
	比率	35%	65%	100%
とび・土工	金額	761,700	358,400	1,120,100
	比率	68%	32%	100%
鋼構造物	金額	0	20,000	20,000
	比率	0%	100%	100%
塗装	金額	60,600	22,400	83,000
	比率	73%	27%	100%
計	金額	850,300	452,700	1,303,000
	比率	65%	35%	100%

前記合計金額を工事経歴書等から積算して官需(元請け分)と民需(下請け分)の契約に区分してそれぞれの金額を記入します。

なお、民需契約の総額は、別途会費対象の修正工事高を計算する際に5割評価として換算し、官需総額と合算しますので、この欄では2分の1に換算しないで単純に合計額を記入します。

別記様式2の各建設工事の種類ごとに完成工事高(A)から控除額(B)を差し引いたいわゆる「会費対象工事高」(A-B)の金額を計の欄にそれぞれ記入します。

別記様式1

対 象 外 工 事 一 覧 表

建設工事の種別	工 事 名	控除すべき請負代金の額 (千円)
土 木 一 式	標識・標示・防護柵以外の工事	
	計	
と び ・ 土 工	交通安全二種工事以外の工事	
	道 路 照 明 工 事	
	道路情報提供装置工事	
	自動車・自転車駐車場工事	
	防雪・防砂施設工事	
	遮 音 壁	
	そ の 他	
計		
鋼 構 造 物	標 識 以 外 の 工 事	
	計	
塗 装	鋼 構 造 物 塗 装 工 事	
	建 築 塗 装 工 事	
	ラ イ ニ ン グ 工 事	
	そ の 他	
	計	
計		

別記様式2

対 象 工 事 高 計 算 書

建設工事の種別	完 成 工 事 高 (A)	控 除 額 (B)	会 費 対 象 工 事 高 (A-B) (千円)
土 木 一 式			
と び ・ 土 工			
鋼 構 造 物			
塗 装			
計			

別紙様式3

官 需 ・ 民 需 割 合 表

建設工事の種類別		完 成 工 事 高 (年 間 平 均) (千円)		
		官 需	民 需	計
土 木 一 式	金 額			
	比 率			
と び ・ 土 工	金 額			
	比 率			
鋼 構 造 物	金 額			
	比 率			
塗 装	金 額			
	比 率			
計	金 額			
	比 率			

工 事 経 歴 書

(建設工事の種類)

注 文 者	元 請 又 は 下 請 の 区 分	工 事 名	工事場所のある 都 道 府 県 名	請負代金の額	着 工 年 月		
					完成又は完成予定年月		
				千円	平成	年	月
					平成	年	月
				千円	平成	年	月
					平成	年	月
				千円	平成	年	月
					平成	年	月
				千円	平成	年	月
					平成	年	月
				千円	平成	年	月
					平成	年	月

記 載 要 領

- 1 この表は、法の別表の上欄に掲げる建設工事の種類ごとに作成すること。
- 2 この表には、直前1年間の主な完成工事及び直前1年間に着工した主な未完成工事について記載すること。
- 3 下請工事については、「注文者」の欄には、直接注文をした元請負人の商号又は名称を記載し、「工事名」の欄には、下請工事の名称を記載すること。

社団法人 全国道路標識・標示業協会規則

(昭和51年5月18日制定)
(昭和52年5月20日改正)
(昭和55年5月20日改正)
(昭和56年5月20日改正)
(昭和56年9月28日改正)
(昭和57年5月18日改正)
(昭和59年5月18日改正)
(平成5年5月20日改正)
(平成6年2月17日改正)
(平成11年5月20日改正)
(平成14年7月9日改正)
(平成14年11月8日改正)

(会員の資格)

第1条 正会員の資格は、次の各号に掲げる条件を具備するものを原則とする。

- (1) 建設業法の許可を受けた建設業者であること。
- (2) 道路標識、路面標示等交通安全施設の工事を施工した実績がおおねむ1ヶ年以上あること。
- (3) 本会の統制をみだすおそれのないこと。
- (4) 本会の名誉を毀損し、又は事業を妨げ若しくは本会の目的に反するおそれのないこと。

(支部の設置と支部会員)

第2条 本会の目的を達成するため、支部を置く。

2. 支部の名称及びその地域分担は、別表のとおりとする。
3. 正会員は、その所在地の支部に所属し、当該支部の支部会員たる資格を併有するものとする。
4. 正会員の支店、営業所及び出張所など（以下「営業所」という。）は、その所在地の支部に所定の手続きを経て入会する。
5. 支部会員は、定款第24条の議決権を有しない。

(入会申込)

第3条 正会員として入会しようとする者は、様式(1)の申込書に、現会員2名以上の推せんを受けて、申込人住所所在地の支部に提出する。

2. 賛助会員として入会を希望する者は、様式(2)の申込書を申込人住所所在地の支部に提出する。
3. 支部会員は、様式(3)の申込書を当該支部に提出する。

(入会申込書の取扱)

第4条 正会員の入会申込書を受付けた支部長は、支部において入会審査を開き、第1条により審査を行う。

2. 前項の審査会は、支部役員過半数の出席により成立し、入会推せんの可否は、過半数の賛成によりきめる。

3. 前項により、正会員として適格者であることを可決した場合は、その入会申込書にその旨を添えて本部に送付する。ただし、賛助会員の入会申込書は、そのまま本部に送付する。
4. 第2項により、正会員として不適格者であることを可決した場合は、その理由を付し本部に報告する。本部は、その入会申込者にその旨通知する。
5. 支部会員の入会申込書は、支部会員の名簿にその旨記載の上、本部に送付する。

(入会通知)

第5条 理事会で承認した入会申込者には、入会通知書、入会金請求書及び当該年度会費請求書を送付する。

(指定代表者)

第6条 定款第12条第2項括弧内の指定代表者とは、団体の代表者としての役員とする。

(委員会)

第7条 委員会は、次のとおりとする。

- (1) 総務委員会
- (2) 広報・教育委員会
- (3) 道路標識委員会
- (4) 路面標示委員会
- (5) 環境・作業安全委員会
- (6) 景観・防護柵委員会

2. 支部における委員会も前項に順ずる。

(委員会の役員)

第8条 委員会は、会長の委嘱する理事、会員中の職員および部外の学識経験者等で構成する。

2. 委員会は、委員長、副委員長各1名および担当理事若干名を置く。
3. 委員会担当理事は、理事会にはかって決める。
4. 委員長及び副委員長は、委員の互選により会長が委嘱する。
5. 委員長は、委員会を代表し、委員会務を総理し、成果については、会長に報告し、会長は、理事会にはかる。

(ワーキンググループの設置等)

第9条 委員会務を行うため、会長の承認を得て委員会の傘下にワーキンググループ（以下「小委員会」という。）を設置することができる。

2. 小委員会は、委員長の委嘱する理事、会員中の職員及び会員外の学識経験者等で構成する。
3. 小委員会の成果は、委員長に報告し、委員長は、会長に報告する。

(処 分)

第10条 会員に定款第8条および同15条の処分に至らない程度の不祥事案が認められるときは、会長は、三役会（会長、副会長、専務理事）の議を経て、役員または会員としての活動を停止することを命じることが出来る。

2. 前項の処分は6ヶ月を超えることはできないものとする。
3. 会長は、必要と認めるときはあらかじめ処分に係わる者の意見を求めるものとする。
4. 処分通知書の様式は別途定める。

(支部役員)

第11条 支部に次の役員を置く。

支部長	1名
副支部長	4名以内
支部幹事	若干名

(支部役員を選任等)

第12条 支部役員を選任、任務、任期及び解任については、定款第12条から第15条までの規定に準じ、支部規則をもって定める。

2. 支部役員には、会員中の職員を選任することができる。
3. 本部において、随時支部長会を開催する。

(支部の会議、資産及び会計)

第13条 支部の会議、資産及び会計については、定款第4章及び第4章の2並びに第6章に準じ、支部規則をもって定める。

2. 支部の運営費は、支部会員会費及び本部交付金をもって当てる。

(支部の部会及び委員会)

第14条 支部の部会及び委員会の運営については、第7条から第9条までの規定に準じ、支部規則をもって定める。

(報告義務)

第15条 会員は、届け出である住所、名称及び代表者名等に変更があった場合は、すみやかに支部を経由の上、本部に届け出るものとする。

附 則

1. 既に本会の正会員として入会している者は、第1条の規定にかかわらず正会員の資格があるものとする。

附 則

1. 既に賛助会員として入会している者の会費額は、改正前の会費額に等しい金額に対応する口数とする。

附 則

1. この規則改正による適用は、平成14年11月8日からとする。

(第2条 別表)

支部名	所管区域(都道府県名)
北海道支部	北海道
東北支部	宮城、青森、岩手、秋田、山形、福島
関東支部	東京、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、神奈川、山梨、長野
北陸支部	新潟、富山、石川
中部支部	愛知、岐阜、静岡、三重
関西支部	大阪、福井、滋賀、京都、兵庫、奈良、和歌山
中国支部	広島、鳥取、島根、岡山、山口
四国支部	香川、徳島、愛媛、高知
九州支部	福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島
沖縄支部	沖縄

社団法人 全国道路標識・標示業協会会費規則

(平成 6 年 2 月 17 日 臨時総会議決)

(平成 11 年 7 月 9 日 臨時総会議決)

(平成 15 年 5 月 21 日 第 32 回通常総会一部改正)

社団法人 全国道路標識・標示業協会会費規則

(入 会 金)

第 1 条 正会員の入会金は、20 万円とする。ただし再入会など特段の理由がある場合は、理事会の承認を得てその額を減免することができる。

(会 費)

第 2 条 正会員の本部に納入する会費（以下「本部会費」という。）の年額は、別表に定める額とする。

2. 前項の会費の負担額は、建設業法（昭和 24 年 5 月 24 日法律第 100 号）に基づく経営事項審査の結果通知書に記載された民需を含めた対象工事の最近 2 ヶ年平均の年間完成工事高（以下本項において「対象完工高」という。）を基準とした別表の区分に応じ、正会員の対象完工高が該当するランクに掲げる金額とする。

3. 正会員及び支部会員の所属する支部に納入する会費（以下「支部会費」という。）の年額は、前項の規定に準じ、支部総会において別に定めるところによる。

4. 各支部は支部会費に関する規程を定めたときは、本部に報告し、その承認を受けるものとする。

第 3 条 賛助会員の会費は、一口年額 20 万円とする。

(入会金及び会費の納入)

第 4 条 正会員は、当該年度分の本部会費を本部の発行する請求書により、毎年 6 月末日までに支部を経由のうえ本部に納入しなければならない。ただし、新規会員は、入会時に入会金及び会費を納入するものとする。

2. 正会員及び支部会員は、当該年度分の支部会費を支部の発行する請求書により、毎年 6 月末日までに当該支部に納入するものとする。

3. 賛助会員は、賛助会員会費を毎年本部の発行する請求書により、当該年度内に直接本部に納入するものとする。

(委 任)

第 5 条 この規則に定めるもののほか、会費の納入に関し必要な事項は、理事会が別に定める。

附 則

1. この規則は、平成 6 年 4 月 1 日から施行する。

別 表

ラ ン ク	完 工 高 (百万円)	会 費 額 (千円)
A-1	5,050超	2,600
A-2	3,800超～5,050以下	2,100
A-3	2,550超～3,800以下	1,600
B-1	2,050超～2,550以下	1,100
B-2	1,550超～2,050以下	900
B-3	1,050超～1,550以下	700
C-1	800超～1,050以下	500
C-2	550超～ 800以下	400
C-3	425超～ 550以下	300
D-1	325超～ 425以下	250
D-2	225超～ 325以下	210
D-3	150超～ 225以下	170
E-1	100超～ 150以下	140
E-2	50超～ 100以下	120
E-3	50以下	100

社団法人 全国道路標識・標示業協会（会員）行動規範

（平成7年2月16日平成6年度第5回理事会議決）

（平成14年2月6日平成13年度第5回理事会議決）

社団法人 全国道路標識・標示業協会は、道路標識・路面標示工事業を通じて豊かさの実感できる社会資本設備に貢献するとともに、技術と経営に優れた企業に伸長し、新たな行動理念のもと道路交通の安全かつ円滑化に寄与するという社会的使命を担っている。

当協会及び会員は、企業倫理の確立を図るとともに、時代の流れに対応した活力と魅力ある建設産業としての社会的評価の確立に向け、その事業活動が国民の疑惑を招くことのないよう適正化に努めなければならない。

ここに、社団法人 全国道路標識・標示業協会の健全な発展に資するため、「社団法人 全国道路標識・標示業協会（会員）行動規範」を定める。

1. 国民の信頼を確保しつつ業界が健全な発展を遂げるため、事業の実施に当っては、高い倫理感と透明性の確立に努め、また技術・技能の向上、経営基盤の強化等を促進して生産性の向上を図り、良質な建設生産物の提供に努める。
2. 高齢化社会の進展、就業人口の低減等による今後の労働力不足に対応すべく、人材の確保・育成を図るとともに雇用・労働条件の改善を進め、活力と魅力ある建設産業の実現に努める。
3. 事業活動の節度ある行動を推進するため、合理的な生産システムの確立に向けて、元請・下請間の適正な契約の締結及び役割・責任の明確化を図り、健全な建設市場の形成に努める。
4. 公正で自由な市場競争を確保するため、単なる利潤追及や売上至上主義、経営を疲弊させる低価格受注等の過当競争を排するよう努める。
5. 独占禁止法が自由経済社会において企業が守るべき基本ルールであることを深く認識するとともに、独占禁止法公共入札ガイドライン及び当協会の独占禁止法遵守マニュアル等を積極的に活用し、入札の公正、公平を阻害する行為の禁止について、企業内の周知徹底を図る。
6. 公共工事の入札・契約の適正化を促進し、公共工事に対する国民の信頼の確保と建設業の健全な発展を図るために施行された「適正化法」及び「適正化指針」を遵守し、不正入札はもちろん、一括下請の禁止など新たな規程に抵触することのないよう企業内の周知徹底を図る。
7. 政治的活動に関わる寄付等を行う場合は、政治資金規制法、公職選挙法等の関係法令を遵守し、かりにも自社の利益を目的として政治・行政との不透明な接触を図るなど社会から誤解を招くことのないよう留意する。
8. 会計・税務処理を適正に行うため内部監査を充実するとともに、外部監査の導入や経営情報の公開など透明性の確保に努める。
9. 事業活動を行うに当っては、関係法令の遵守は勿論のこと、暴力団からのあらゆる要求に対しては、断固としてこれを拒否するとともに、企業の暴力団対策マニュアルの普及啓蒙、暴力団対策責任者の明確化、連絡管理体制の整備などに取り組み、排除対策に努める。

以上

様式(2)(賛助会員用)

平成 年 月 日

全国道路標識・標示業協会
会長 遠藤 芳郎 殿
(支部長経由)

〒 住 所

(フリガナ)

名 称

代表者職名

氏 名

㊟

電話番号 ()

入 会 申 込 書

このたび貴協会の趣旨に賛同し、賛助会員 () として入会を申し込みます。

入会承認日	名簿記入	会費原簿記入	会員カード作成	会費等請求
年 月 日				